

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の一部の施行に伴い、並びに道路法

（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第八項、第二十七条第三項並びに第四十八条の十九第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の表第十七条第六項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の表第十七条第六項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条第三項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の表第四十九条の項中「歩道の新設等」を「第十七条第四項に規定する歩道の新設等」に改め、同表第七十五条第二項の項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第四項中

「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「法第四十八条の十九第一項」を「法第十七条第七項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に改め、同項の表第二条第二項第二号、第六号及び第七号の項中「第七号」の下に「、第二十条第一項及び第二項」を加え、同表第十八条第一項の項の次に次のように加える。

<p>第十九条の二第一項</p>	<p>及び第五十四条の二において 「共用管理施設関係道路管理者」という。）</p>	<p>において「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者（第五十四条の二第一項において「共用管理施設関係道路管理者等」と総称する。）</p>
------------------	---	---

第一条の七第五項の表第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第

一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第二十一条」を「第二十条第五項、第二十一条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十条第六項

道路管理者と

道路管理者等と

第一条の七第五項の表第四十七条の二第二項の項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項」に改め、同表第五十四条の二第一項の項中「共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者」を「共用管理施設関係道路管理者等」に改め、同条に次の一項を加える。

6 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読

替へは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条  第二十二條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
	道路管理者	道路管理者等

<p>第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>		
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき (国土交通省令で定める場合)</p>	<p>第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外</p>



第四条の三第一項中「法」の下に「第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工  
事を行う場合において、法」を加える。

第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合にお  
いて、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるも  
ののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は  
、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九  
号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようと  
するとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改  
築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、

及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで」を「第四条第一項第六号から第十号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規



定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

第五条の二第二項中「工事等」を「維持」に改める。

第六条第一項中「法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の」を「次の各号に掲げる」に、「法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による

協定

二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十第一項の規定による協定

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定による場合において、第一号、第四号、第五号（法第四十七条の八第一項に係る部分に限る。）又は第七号（法第三十九条の五第一項又は第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し、その効力の停止又はその条件の

変更に係る部分に限る。）に掲げる権限を行つたときは、この限りでない。

第四十一条第二項第四号中「第四十八条の十九第一項第一号ロ」を「第四十八条の十九第一項第二号」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理 由

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が地方公共団体に代わって維持又は災害復旧に関する工事を施行するため、国土交通大臣が地方公共団体に代わって行う権限を定める等の必要があるからである。